

# 学校 DX 推進支援事業 ICT 利活用支援業務

## 入札仕様書

令和5年4月1日  
西原町教育委員会

## 1. 事業の概要

学校において ICT 機器、校務支援などのシステム、アプリ・サービスなどの利用について日常化(学校 DX)を進め、児童生徒及び教職員の ICT 技術利活用力を高めることを目的とし、学校現場においてサポート等を行う ICT 支援員(以下、「支援員」という。)を設置し、ICT 技術のさらなる活用に支援を図る事業である。

## 2. 実施場所

本業務の実施場所は下記の施設とする。

・西原小学校	字与那城353番地	B147232900019
・坂田小学校	字翁長627番地	B147232900028
・西原東小学校	字嘉手苅90番地	B147232900037
・西原南小学校	字安室123番地の2	B147232900046
・西原中学校	字翁長238番地	C147232900017
・西原東中学校	字小那覇308番地の1	C147232900026

## 3. 入札対象業務の内容

受託者は下記の業務を実施すること。

- ・町立学校にて支援員による ICT 利活用支援業務

期 間 : 業務の始期から令和6年3月25日

人 数 : 2名 (1名から契約可)

※具体的な実施業務は「業務仕様書」を確認のこと

※業務の始期は契約の日から大よそ1月以内とします。

## 4. 入札について

本入札については下記のとおりとします。

- ・入札の単位について

県内において ICT 系の人材が不足している状況を踏まえ、1 名単位での入札を認めます。

入札書に契約を希望する人数を記入して下さい。

- ・入札金額について

原則として、1 人あたりの月額(税抜き)にて、記入して下さい。

※契約の始期などで支援実施期間が一月に満たない場合は日割り計算とします。

年末・年始休暇、祝日などは支援が継続しているものとして取り扱います。

※請求の対象となるのは現地における支援業務の実施期間とします。

- ・落札者の決定

有効な入札かつ予定価格の範囲内で安価な金額を提示した者から人数を満たすまで順に落札者としていきます。なお、複数人申し込んだ場合で、一部のみ落札となった際に契約を希望しない場合はその旨を入札書に記入して下さい。

## ・入札書の記入方法

- ・入札書への金額の記入はアラビア数字で税抜の金額をお願いします。
- ・入札書のくじ指定番号の欄には0～999の数字の内で任意の数字(指定番号)を記入してください。記入されていない場合は、開札した当方の職員が即座に、貴社に代わり指定番号を決定します。
- ・くじは 2 名以上の同額入札者が存在し、そのうちのいずれかのみを落札者とする場合に実施します。
- ・くじはその対象者全ての指定番号の和を、くじ対象者数で除した余りの数字と等しいくじ対象者番号を割り当てられた者を発注先とします。
- ・くじ対象者番号は業者登録時の登録番号が若い順に0から連続した自然数を割り当てます。これにより難しい入札参加者についてはそれらの後に到着順に割り当てます。

## 5. 事業のスケジュール

### (1) 全体スケジュール

令和5年4月7日	……	質疑応答の問い合わせ期限(14時まで) 回答は同日18時まで
令和5年4月11日	……	入札書等の提出期限(13時まで)
令和4年4月11日	……	開札(13時30分)
令和6年3月22日	……	学校への派遣終了日
令和6年3月25日	……	業務の完了報告期限

### (2) 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルスに起因する様々な状況の変化への対応が本事業においては生じる恐れがある。それにより、事業について重大な影響を及ぼす事態が生じた場合には速やかに西原町までその旨を申し出ること。

当該申し出を受けた場合、町は内容を精査の上、必要な措置をとります。

学校の臨時休業等が長期間に渡り生じる場合には、契約等の変更があり得ます。

## 6. 提出物について

受託者は支援業務の実施以外に下記の書類をそれぞれ定める日までに提出する必要があります。

### 事業開始時

- ・業務開始届
- ・支援員の来歴(簡単な経歴の提出)
  - 学歴・業務経歴(例 情報処理系学校卒業、市町村教育委員会にてICT支援員業務)
  - 保有資格・民間検定等

※卒業した学校名などのプライバシー情報の開示を求めるものではありません。

今回の業務にあたってその適格性判断に資する資料です。

## 月次

・設置された支援員全員の日報(以下がわかるもの)

-業務実施時間

-支援内容(例 1校時 ○年○組 Skymenu 操作支援)

※業務日報の提出を月次ではなく、事業完了時に一括で提出することも可能です。

ただし、その場合は月次での委託料(派遣手数料)の支払いではなく、事業完了後に一括での支払となります。

## 事業完了時

・本業務で作成した教材・資料等一式

・支援中で未完了の案件があればその引継ぎに係る資料

## 7. 注意事項

本事業においてサポーターは地方公務員法第16条および学校教育法第9条に定める欠格次項に該当するものであってはならない。また、教育職員免許法第5条第1項第3号ないし、第6号に該当するものについても同様とする。

サポーターは適した資格を所有しない者であっても設置可とするが、その場合は経験等から必要な能力を有する者。または、必要な研修等を実施し、適切な支援が行える能力を習得させること。

サポーターの常駐にかかり必要となる経費は全て契約する委託料(手数料)の中に含まれるものとする。ただし、常駐時の通常考え得る範囲の光熱水費及び什器類は西原町が負担します。

本事業は国庫補助事業となります。会計検査の対象となりますのでご注意ください。

## 8. 入札参加資格の実績・能力について

本案件に入札するにあたり必要となる実績の条件を補足します。(以下のいずれか)

・これまでに小中学校の電子黒板、コンピュータ室など教育・授業環境の構築・運用・支援などを手がけており、授業支援等の十分なノウハウがある。

・小中学校のICTを活用した授業支援等の業務(支援員業務)を受託している。

・ICT支援員に必要な資格を有した人材の派遣、または配置が可能である。